

資料 5 - 5

( 5 - 5 - 1 ~ 5 - 5 - 4 )

# 説明資料

( 諮問第 496 号、諮問第 497 号関係 )

・ ぶり



## 令和7年度資源評価結果の概要

### ポイント

- 2024年の加入量（※1）は6.9億尾、資源量は34.3万トン、親魚量（※2）は21.7万トン。
- 2022年以降の親魚量は、資源評価期間中で極めて高い水準にあり、暫定目標管理基準値（※3）を上回る。

年	加入量 (万尾)	資源量 (万トン)	親魚量 (万トン)
2022	11,052	39.2	22.0
2023	11,642	38.9	23.8
2024	6,925	34.3	21.7

※1 加入量：孵化後、漁獲される年齢に達した資源量。通常尾数で示す。

※2 親魚量：産卵に参加する親魚資源の量。

※3 暫定目標管理基準値：ブリに適用されている基準値。加入量が最大となることが期待される親魚量（SBRmax）

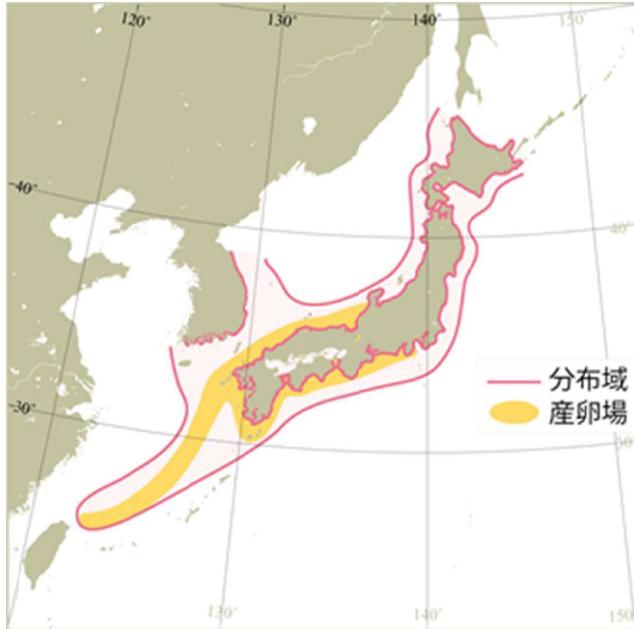
1

## 発表内容

1. 令和7年度資源評価
2. 管理基準値と将来予測
3. 資源評価の改善
  - 資源量指標値開発の経過

2

## 分布と生物学的特性

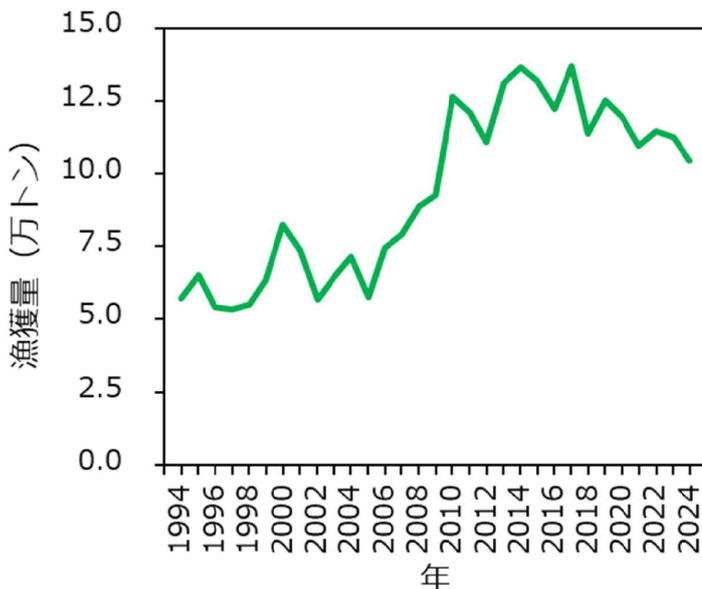


### 生物学的特性

- 寿命：7歳前後
- 成熟開始年齢：2歳で50%、3歳で100%
- 産卵期・産卵場：太平洋側で1～5月、日本海側で1～7月、東シナ海の陸棚縁辺部を中心として、太平洋側では九州沿岸～伊豆諸島以西、日本海側では九州沿岸～能登半島周辺以西
- 食性：稚魚は動物プランクトン、幼魚以降では魚食性
- 捕食者：幼魚期の共食いと未成魚期から成魚期でのハクジラ類が確認されている。

3

## 漁獲量

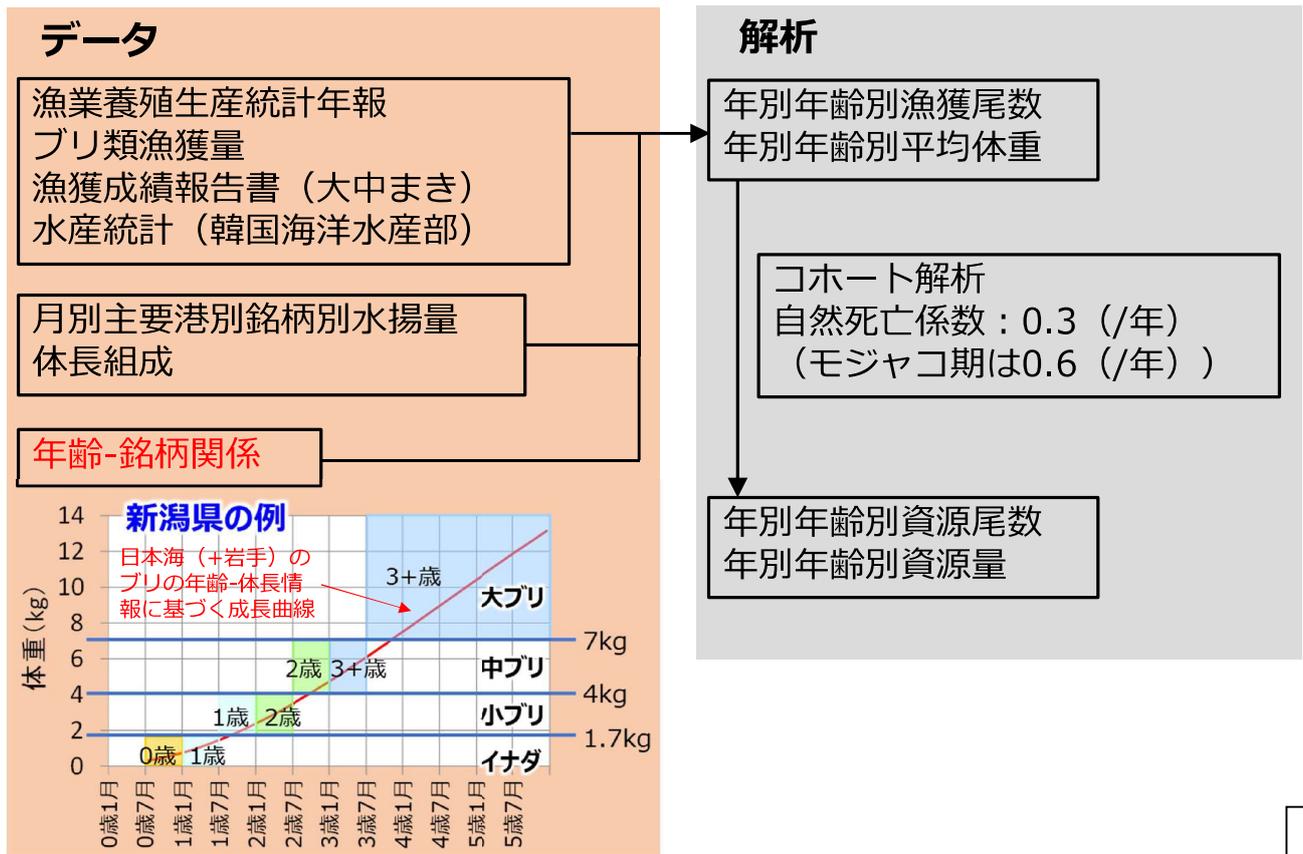


- 日本に加えて韓国の漁獲量も含む
- 2010年に漁獲量が急増
- 近年は12万トン前後の漁獲量
- 2024年の漁獲量は、10.4万トン
  - 日本：8.1万トン
  - 韓国：2.3万トン
- **資源評価の期間は1994～2024年**

4

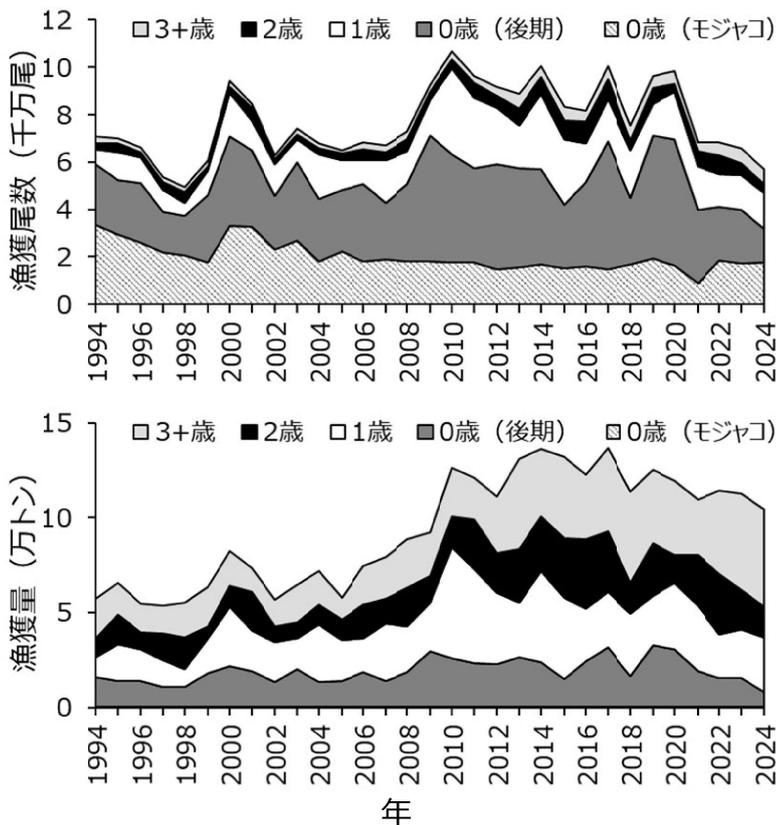
1. 令和7年度資源評価

# 資源評価のデータと流れ



1. 令和7年度資源評価

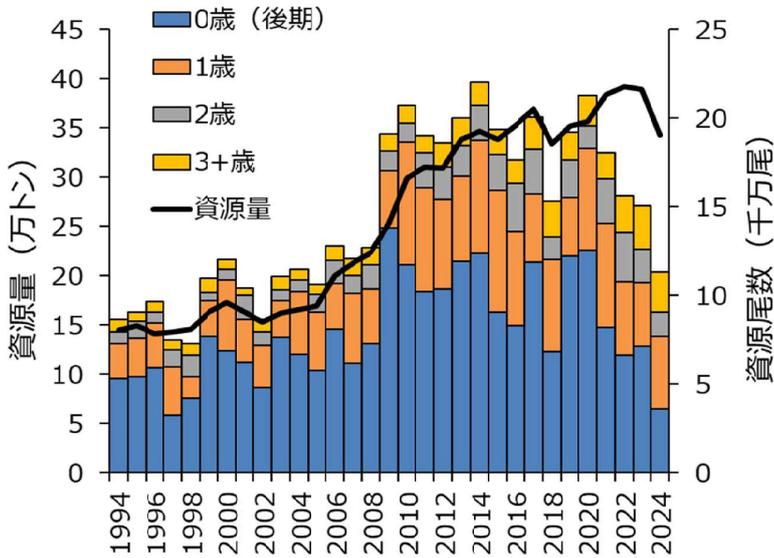
# 年齢別漁獲尾数・漁獲量



- 漁獲尾数では、0（モジャコ期）～1歳が全体の約9割を占める
- 全体の漁獲量のうち、
  - 0歳（モジャコ期）～1歳は約半分
  - 2022年まで0～2歳魚は7割強を占める
  - 2022年以降、3歳以上の割合増加（2022年：38%、2023年：45%、2024年：49%）

## 1. 令和7年度資源評価

# 資源量と年齢別資源尾数



### 資源量

- 1994～2008年の資源量は14.2～22.5万トン
- 2009、2010年に資源量増加
- 2010年以降、資源量は高水準
- 2024年、前年より資源量が12%減少 (34.3万トン)

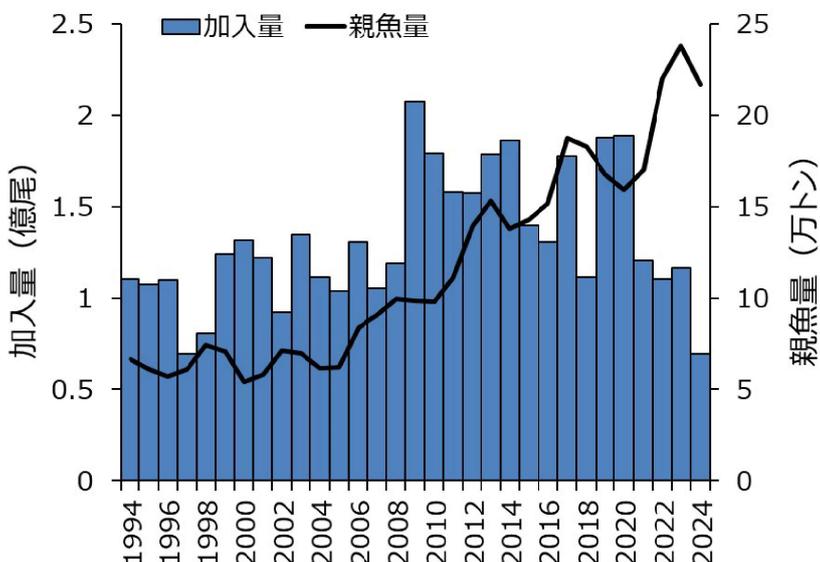
### 年齢別資源尾数

- 0歳 (後期) 魚と1歳が中心の資源の構成
- 2022年以降、3歳以上の資源尾数増加 (2024年：2.3千万尾)

7

## 1. 令和7年度資源評価

# 加入量と親魚量



### 加入量 (0歳 (モジャコ期) 資源尾数)

- 2009年に最大の加入
- 2009年以降、高水準の加入
- 2019年、2020年に高い加入
- 2021年以降、加入が減少

### 親魚量

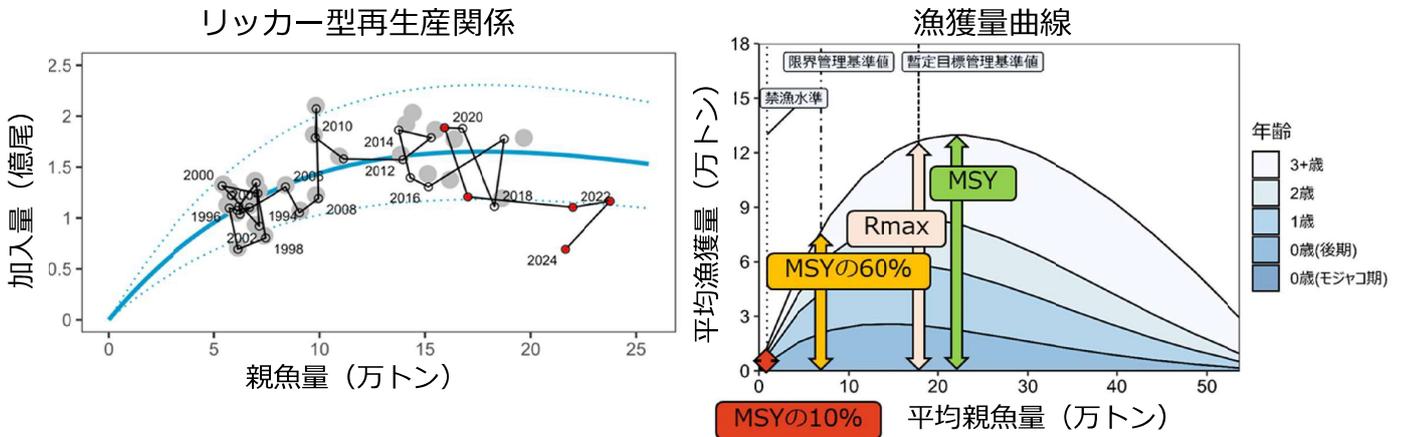
- 2012、2013年に顕著に増加
- 2012年以降、高水準を維持
- 2018年以降、減少傾向
- 2022年に顕著に増加、2023年にピーク
- 2024年は21.7万トン

8

## 2. 管理基準値と将来予測

### 再生産関係と管理基準値

ブリについては、加入量が最大となることが期待される親魚量（SBRmax）が暫定目標管理基準値として適用されている。

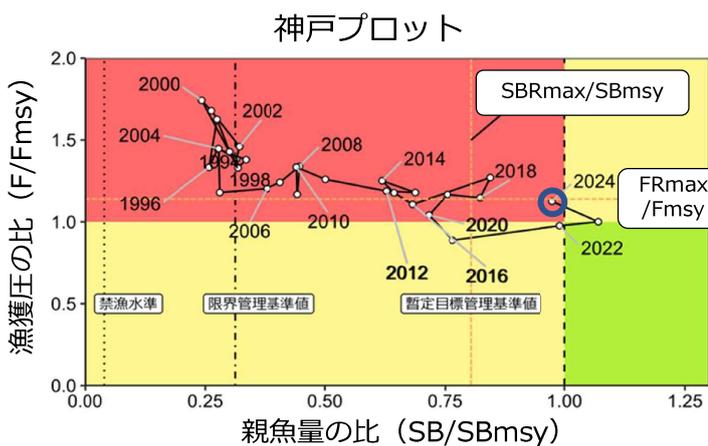


SBmsy	暫定目標管理基準値 (SBRmax)	限界管理基準値	禁漁水準	2024年の親魚量	MSY	Rmax	2024年の漁獲量
22.2万トン	17.9万トン	6.9万トン	0.9万トン	21.7万トン	13.0万トン	12.6万トン	10.4万トン

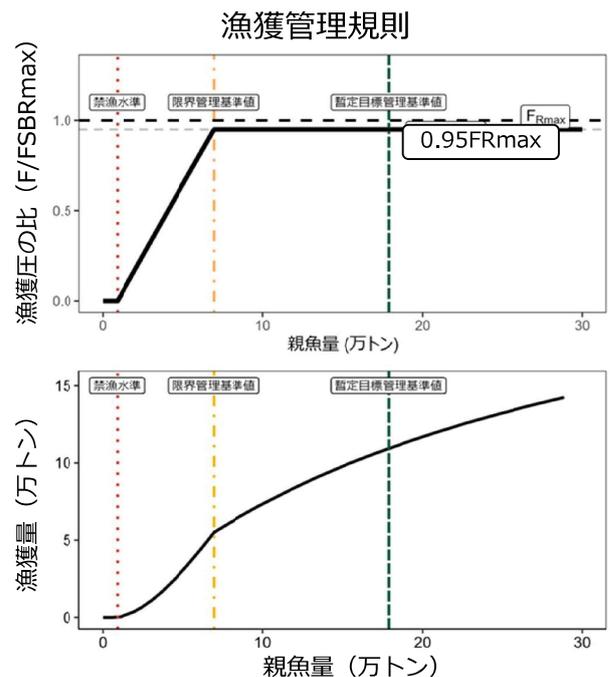
9

## 2. 管理基準値と将来予測

### 神戸プロットと漁獲管理規則



- 2017年、2018年、2022～2024年は加入量が最大となることが期待される親魚量（SBRmax）を上回った
- 2016年、2020～2024年はSBRmaxを維持する漁獲圧（FRmax）を下回った

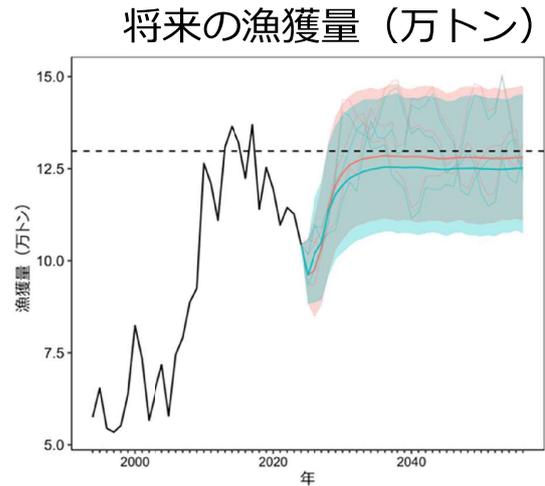
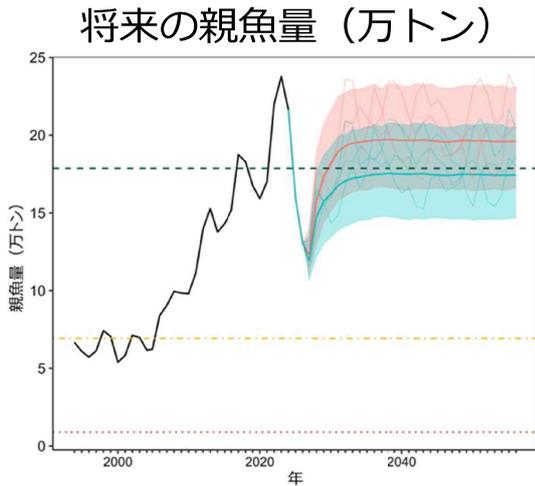


- 上図：FRmaxに乗じる調整係数である $\beta$ を0.95とした場合の漁獲管理規則
- 下図：縦軸が漁獲量（平均的な年齢組成の場合の漁獲量）

10

## 2. 管理基準値と将来予測

# 将来の親魚量と漁獲量の推移



- $\beta$ を0.95とする漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果
- 親魚量の平均値は暫定目標管理基準値を上回る水準で推移
- 漁獲量の平均値はRmaxを少し下回る水準で推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 ( $\beta=0.95$ )  
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測  
 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(2千回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。  
 ----- Rmax  
 ----- 暫定目標管理基準値(SBRmax)  
 - - - - - 限界管理基準値  
 ..... 禁漁水準

## 2. 管理基準値と将来予測

# 将来予測結果：将来の親魚量と漁獲量

将来の平均親魚量 (万トン)

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035年に親魚量がSBRmsy (22.2万トン) を上回る確率		
												46%	2%	
1.00	16.0	13.0	12.0	14.9	16.0	16.6	17.1	17.5	17.6	17.7	17.8	46%	2%	
0.95			12.3	15.8	17.4	18.2	18.9	19.3	19.5	19.6	19.6	81%	9%	
0.90			12.6	16.6	18.8	20.0	20.9	21.3	21.4	21.4	21.4	21.4	96%	33%
0.85			12.9	17.6	20.4	21.9	23.0	23.3	23.4	23.3	23.3	23.3	100%	66%
0.80			13.3	18.6	22.1	24.0	25.2	25.5	25.5	25.3	25.1	25.0	100%	88%
現状の漁獲圧			11.9	14.7	15.7	16.2	16.8	17.1	17.2	17.3	17.3	17.4	38%	1%

将来の平均漁獲量 (万トン)

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00	9.6	10.1	10.5	11.4	11.9	12.1	12.3	12.4	12.5	12.6	12.6
0.95		9.7	10.3	11.4	12.0	12.4	12.6	12.7	12.8	12.8	12.8
0.90		9.4	10.2	11.4	12.2	12.6	12.8	12.9	12.9	12.9	12.9
0.85		9.0	10.0	11.4	12.3	12.7	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9
0.80		8.6	9.8	11.4	12.3	12.8	12.9	12.9	12.8	12.8	12.8
現状の漁獲圧		10.2	10.5	11.3	11.8	12.1	12.2	12.3	12.4	12.5	12.5

- 漁獲シナリオでは、 $\beta=0.95$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)
- 2025年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧 (2024年は $\beta=1.01$ に相当) により仮定
- この漁獲シナリオに従うと、
  - 2035年に親魚量が暫定目標管理基準値を上回る確率は81%と予測
  - 2026年の平均漁獲量は9.7万トン

2026年のABC (万トン)	2026年の親魚量 予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2024)	2026年の漁獲割合 (%)
9.7	13.0	0.94	34

※表の値は今後の資源評価により更新される。

### 3. 資源評価の改善

## 資源量指標値開発の経過（漁業データを用いた指標値の検討）

- 調査による資源量指標値
  - モジャコ来遊量指数（第1回SH会議）
  - ブリ仔魚の平均個体密度（第2回SH会議）
- 漁業による資源量指標値
  - 大中型まき網（R6年度TAC意見交換会）
  - **モジャコ漁**

13

### 3. 資源評価の改善

## モジャコ漁CPUEによる加入量指標値の開発

- 鹿児島県、大分県、高知県、長崎県における養殖種苗採捕モジャコ漁データを用いたCPUEの算出

#### □ 使用データ

- 鹿児島県：標本船の日別採捕量、出漁隻数（1994～2024年）
- 大分県：日別採捕尾数、許可隻数（2004～2024年）
- 高知県：日別船別採捕尾数（2018～2024年）
- 長崎県：日別採捕尾数、出漁隻数（2008～2024年、ただし2009年、2012年除く）

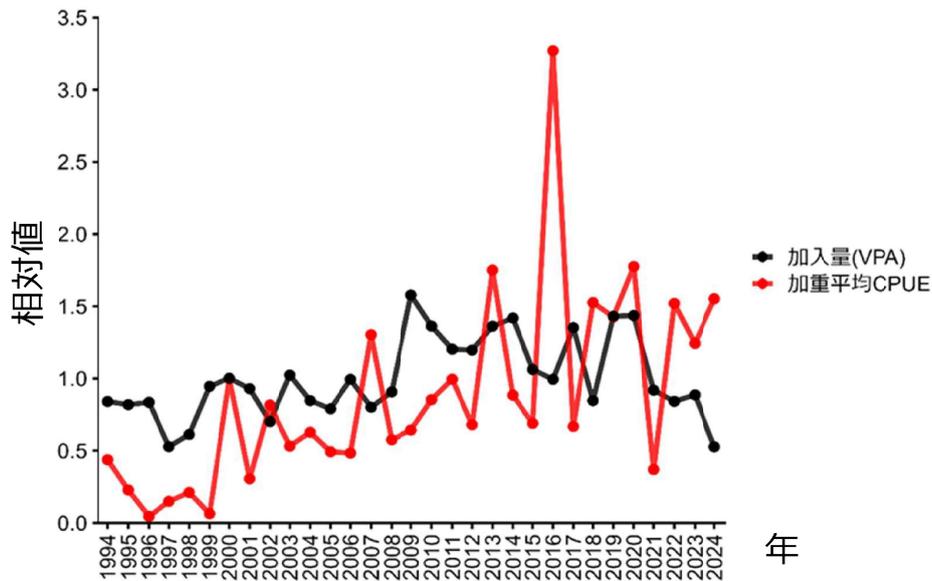
#### □ 解析

1. 主漁期の設定：日別累積漁獲割合の10～90%相当する期間
2. 主漁期における1日1隻あたりの採捕尾数（CPUE）を計算
3. 各県のCPUEを加重平均

14

### 3. 資源評価の改善

## モジャコ漁CPUEの結果



- 今回の検討で得られたモジャコ漁CPUE（加重平均CPUE）は年変動が大きいものの、長期的には増加傾向を示している
- 現行の資源評価（チューニングなしのVPA）で推定された加入量も、同様の長期的傾向を示している
- モジャコCPUEを加入量指標値として利用できる可能性が示唆された

15

### 付録

## 用語集

用語	説明
Fmsy	SBmsyを維持する漁獲係数 (F)
MSY	最大持続生産量。長期的に持続可能な最大生産量。①狭義のMSYは、再生産曲線とYPRあるいはプロダクションモデルから導かれ、②広義のMSYは、その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大（あるいは高水準）の漁獲量と定義される。
SBmsy	MSY（長期的に持続可能な最大生産量）を達成する産卵親魚量 (SB)
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量（通常は資源尾数で表す）
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧。広義には、漁獲圧（漁獲の圧力）の強さを漁獲係数 (F) で表す。
FRmax	SBRmaxを維持する漁獲係数 (F)
Rmax	SBRmaxに対応する平均漁獲量
SBRmax	プリに適用するリッカー型再生産曲線で加入量が最大（極大）になる親魚量。プリの暫定目標管理基準値。
漁獲管理規則	親魚量や資源量に対応して許容できる漁獲圧（漁獲係数）をどのように設定するかをあらかじめ定めたルール。
漁獲（死亡）係数 (F)	漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数（人為的に管理可能）。
コホート解析 (VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数 (M) を利用して年齢別漁獲係数 (F) と資源尾数 (N) を推定する方法。資源量推定の代表的手法。
再生産関係	産卵親魚量 (SB) と加入尾数 (R) の関係。リッカー型再生産関係では、ある産卵親魚量で加入尾数が極大となり、それを過ぎると加入が減少する。
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数。
自然死亡係数 (M)	被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数（人為的に管理困難）。
選択率	コホート解析において、ある年の最高の漁獲係数 (F) を有する年齢の漁獲係数で各年齢の漁獲係数を除した値
チューニングVPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用してターミナルFを推定する方法。特に最近年の推定値の不確実性の改善に効果がある。
調整係数 (β)	漁獲管理規則の中で、漁獲圧（漁獲係数）を調整する係数。0から1までの値をとる。シミュレーションによって、典型的な資源に対してβ=0.8が望ましいと確認されている。

# ブリの資源管理について

令和8年2月  
水産庁

## ブリTAC管理開始までの経緯

令和4年 7月11日 資源管理手法検討部会  
令和5年10月11日 第1回ステークホルダー会合  
令和6年 3月19日 第2回ステークホルダー会合  
令和7年 4月 1日 TAC管理(ステップ1)開始

### 【第2回ステークホルダー会合とりまとめ】

- 1 目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量(179千トン)を暫定目標管理基準値として採用する。
- 2 漁獲シナリオの調整係数( $\beta$ )は、0.95を採用する。
- 3 TAC管理の対象範囲にモジャコを含める。また、TAC管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内でモジャコの管理を行う。
- 4 資源評価の分布域と同様に全都道府県を対象とする。
- 5 管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで、②7月1日から翌年6月末日までの2パターンの組合せでステップ1に入る(ステップ3に入る前にその他のパターンを検討することは排除しない)。
- 6 ステップ1は、令和7年4月1日に開始する。
- 7 以下はステップ1・2の間にしっかり議論していく。

- (1)資源管理の目標
- (2)留保の取り方
- (3)融通のルール
- (4)配分方法
- (5)繰入・繰越のルール

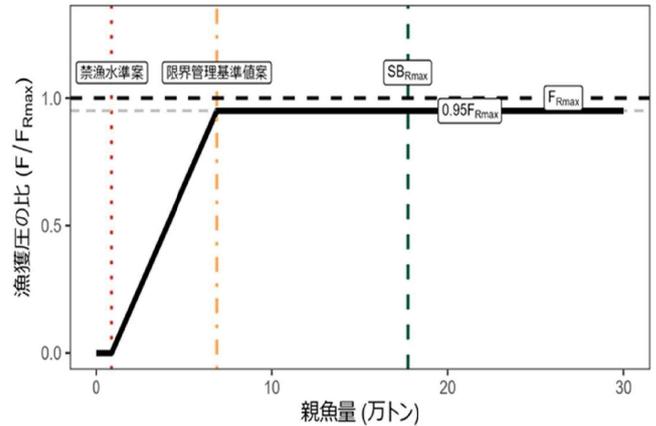
# 資源管理の目標/漁獲シナリオ

- 資源管理の目標: 下表のとおり。
- 漁獲シナリオ(資源量に応じた目標を実現するために必要な漁獲の強さの決定ルール): 親魚量が令和17年度に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。

【資源管理の目標】

<b>目標管理基準値</b> =MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	222千トン
<b>暫定目標管理基準値(注)</b> =目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量	179千トン
<b>限界管理基準値</b> =下回ってはならない資源水準の値(MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	69千トン
<b>禁漁水準値</b> =MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	9千トン

【漁獲シナリオ】



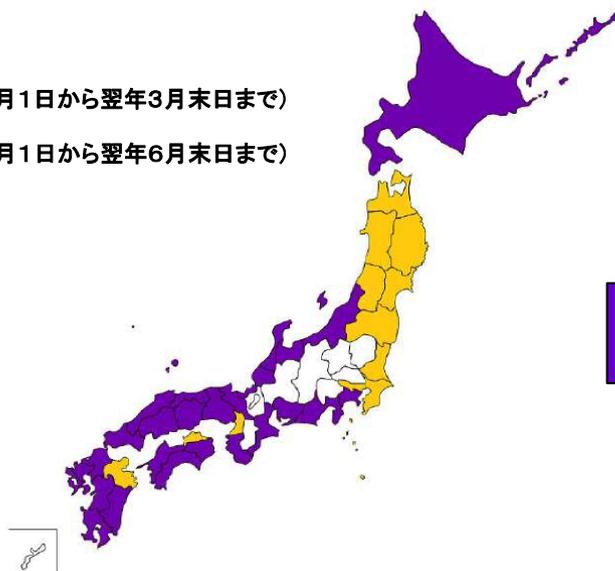
(注) 目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値。禁漁水準同様、漁獲シナリオの構成要素の一つ。

2

## 管理期間

管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで(Aグループ)、②7月1日から翌年6月末日まで(Bグループ)の2パターンの組合せでTAC管理を開始。

- Aグループ(管理期間は4月1日から翌年3月末日まで)
- Bグループ(管理期間は7月1日から翌年6月末日まで)



・大中型まき網漁業  
 ・その他大臣許可漁業  
 はBグループに属する

【直近3か年の漁獲実績シェア平均値の比較】

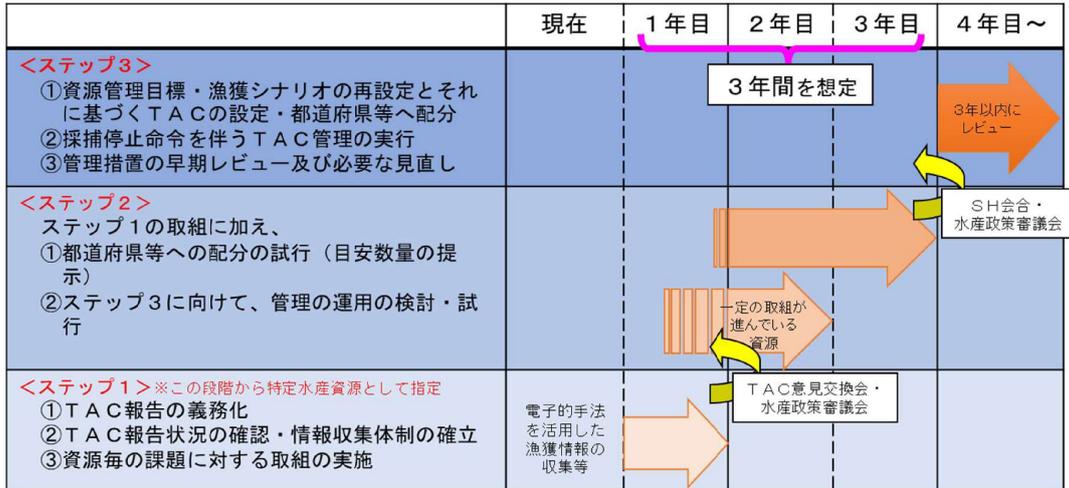
Aグループ	Bグループ
16.6%	83.4%

3

# TAC管理のステップアップの考え方

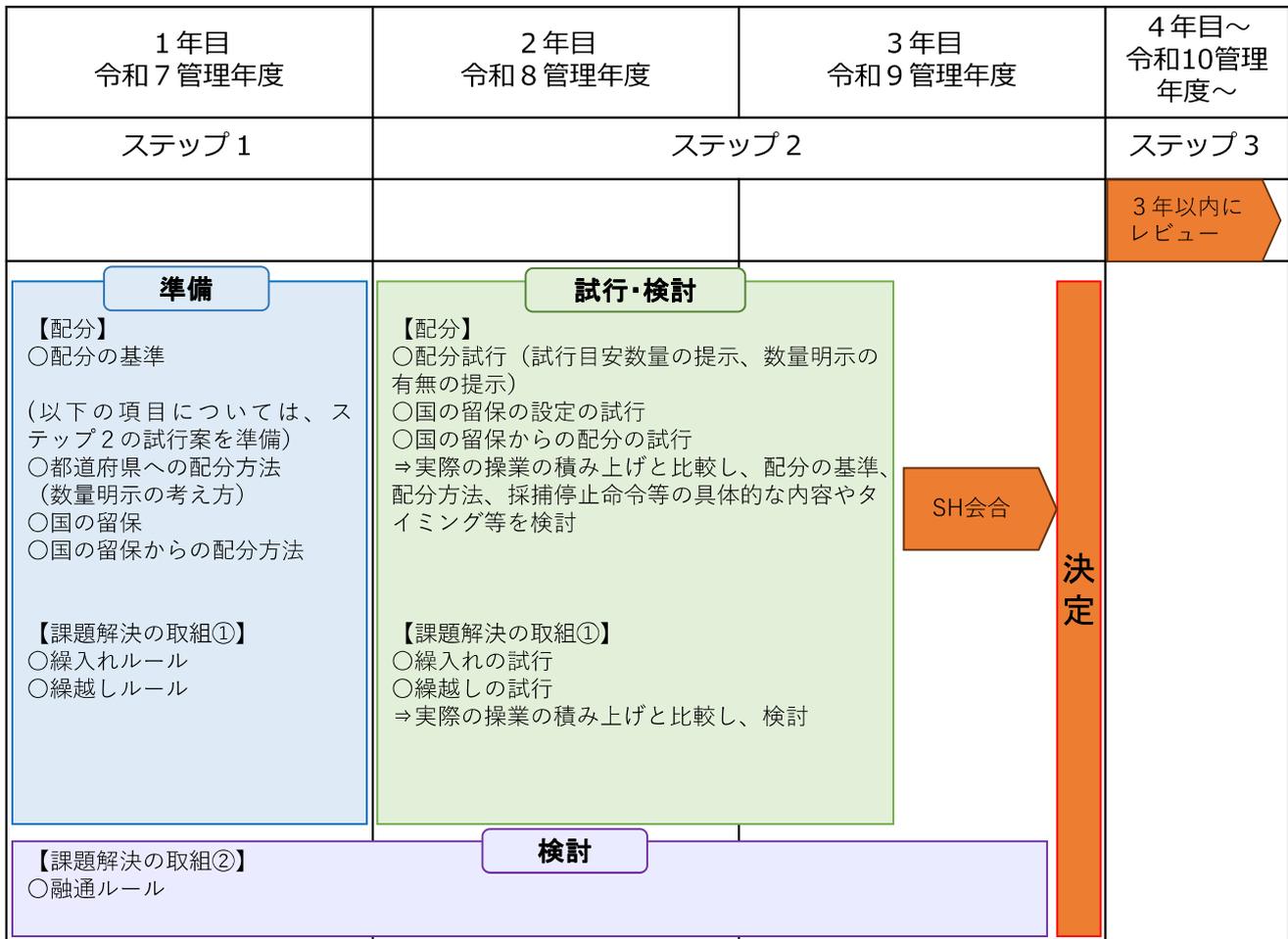
- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していく。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施する(ステップ1・2で3年間を想定)。

【ステップアップ管理のイメージ】



4

## ブリの資源管理における検討スケジュール(イメージ)



5

## ステップ2について

ステップ2での配分は以下の通り。

### <「試行水準」の設定>

法制度上の扱いとして、都道府県別漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量、留保について「試行水準」として設定する。

### <「試行目安数量」の算出の基準>

「試行水準」を設定した場合の、都道府県及び大臣管理区分における管理を目安として提示する「試行目安数量」としては、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いる。

※ ステップ3以降は、ステップ3管理初年度の開始時点で利用可能な直近3年間の平均漁獲実績を3年間固定する方式を想定。

※※ TAC導入前の令和6年の実績(農林水産統計)を使用する場合、令和6年の実績は、令和7、8年の農林水産統計上のブリ類の値とTAC報告の値から算出する割合(TAC報告の値/農林水産統計の値)を乗じて補正する。

### <留保>

- ・ ステップ2初年度の国の留保はゼロとし、翌年度は、初年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち数量明示の大臣管理区分・都道府県ごとに認められた繰越量を除いた数量とする。
- ・ 国の留保は、TACの超過リスクに対応するために保持するものとする(したがって、「75%ルール」はじめ、留保からの配分ルールは定めない)。

6

## ステップ2での試行について(1/2)

- 以下の内容について、ステップ2の中で試行を行う。
- ステップ2での取組を踏まえ、ステップ3に入る段階で資源管理基本方針別紙(別紙2-51)に規定する。
- 枠消化のイメージは、当初配分と繰越し→融通(受けた場合)→繰入れの順

### <「数量明示」扱いの基準>

全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとなっているが、ブリのステップ2においては、ぶり大中型まき網漁業及び全ての都道府県を「数量明示」扱いとし、「試行目安数量」を、配分する「数量」として試行を行う。

### <繰越し(毎管理年度、国が一律で処理)>

・ 大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度終了に伴い確定した未利用分(当該管理年度の「本来の当初配分(※)」の15%を上限とする)を、翌管理年度と同じ大臣管理区分・都道府県に繰り越す。

※ ステップ2においては、試行目安数量が該当。

・ 当該管理年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち上記で繰り越された数量を除く分については、翌管理年度の国の留保に繰り越す。

### <繰入れ(水産庁又は都道府県が任意のタイミングで判断)>

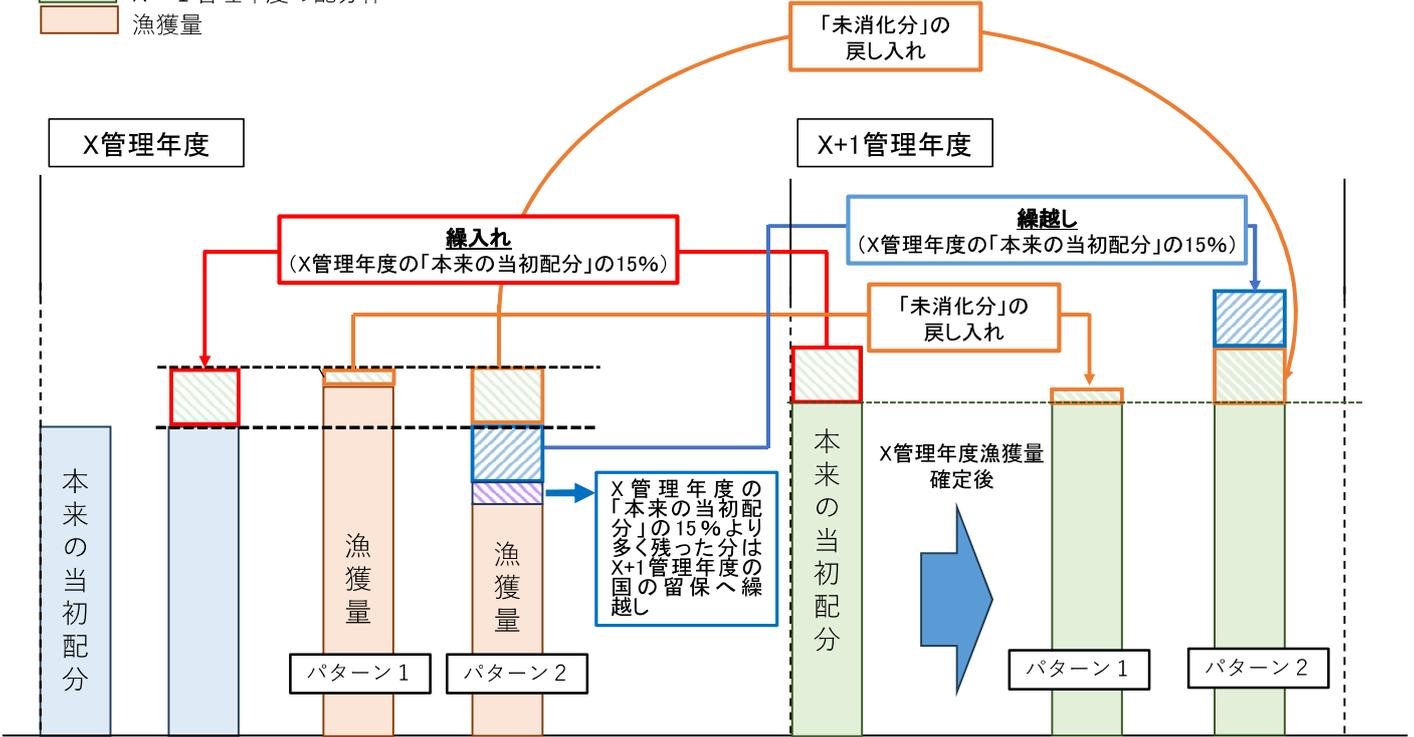
・ 大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度の「本来の当初配分」の15%を上限とする数量をその時点の配分数量に上乗せすることができる。

・ 上乗せした場合、その数量(上乗量)のうち実際に消化した分を、同じ大臣管理区分・都道府県の翌管理年度の「本来の当初配分」から差し引く(未消化分は、「本来の当初配分」に戻し入れる)。

7

# 繰入れ・繰越しのイメージ

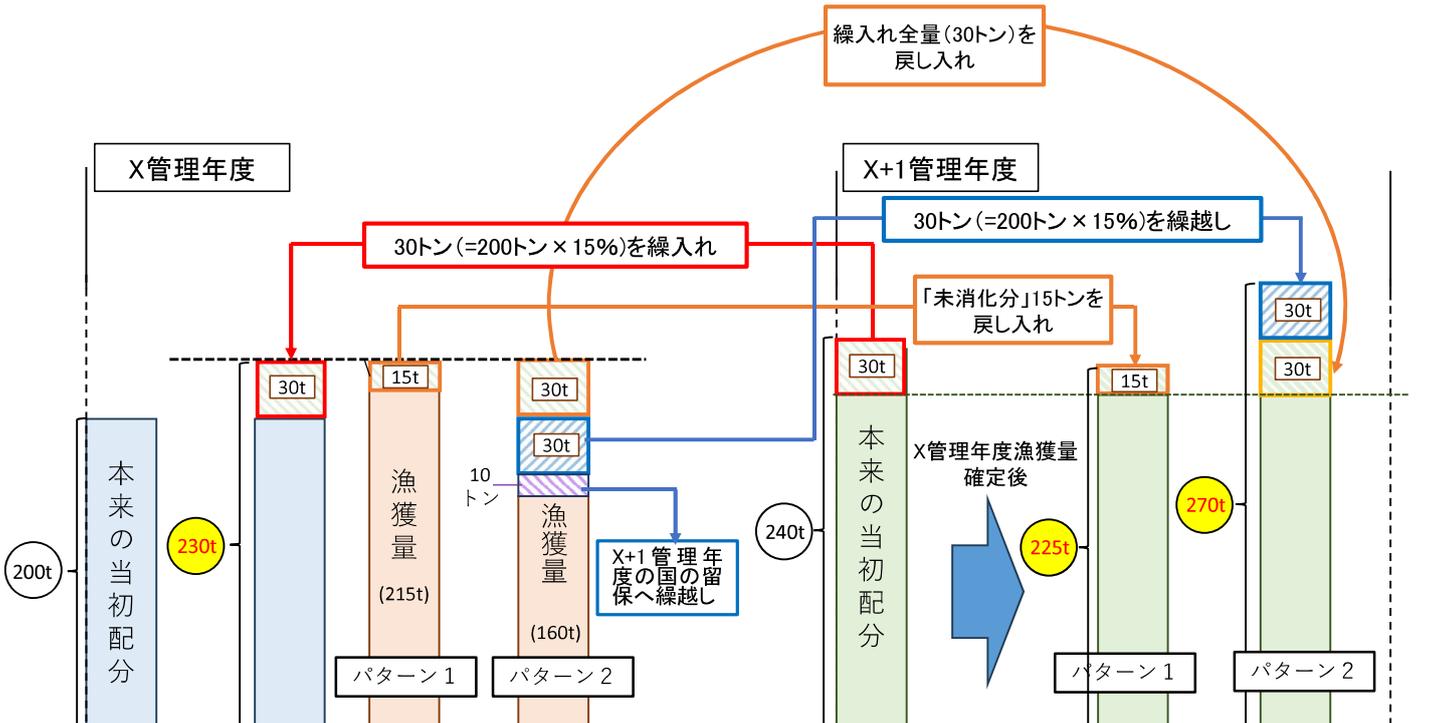
- X管理年度の配分枠
- X + 1 管理年度の配分枠
- 漁獲量



パターン1: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より多かった場合 (繰入れ量を消化した場合)  
 パターン2: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より少なかった場合 (繰入れ量を消化しなかった場合)

# 繰入れ・繰越しのイメージ (数量入り)

X管理年度の「本来の当初配分」が200トン、X + 1 管理年度の「本来の当初配分」が240トンの場合



パターン1: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より多かった場合 (繰入れ量を消化した場合)  
 パターン2: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より少なかった場合 (繰入れ量を消化しなかった場合)

## ステップ2での試行について(2/2)

### <融通>

- ・ 都道府県間又は都道府県と大臣管理区分間で任意の規模・タイミングで行う。
- ・ AとBのグループ間の融通は可能(ただし、管理期間が重複する時期に限る。)

### <その他>

AグループからBグループ(又はその逆)への変更について、変更を希望する都道府県又は大臣管理区分は、各年11月末までに水産庁にその旨を連絡する。

このほか、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、当該操業による実績の扱いについてステップ1・2の間に議論していく。

10

## 参考:ブリの資源管理方針(資源管理基本方針別紙2-51)

### 第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中で漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。
- 3 養殖用種苗(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

11

## 試行目安数量

直近3か年の漁獲実績シェアの平均値(基本シェア)を用いて算出した「試行目安数量」は次のとおり。

管理 期間	大臣管理区分 都道府県	基本シェア (R3-R5実績)		漁獲実績(トン)				
			数量(トン)	R1	R2	R3	R4	R5
A (4月～ 翌3月)	青 森	2.14%	2,076	1,911	1,734	2,591	1,051	2,229
	岩 手	5.85%	5,675	11,161	8,424	5,182	5,184	5,647
	宮 城	1.92%	1,862	3,789	3,255	1,897	1,940	1,450
	秋 田	0.59%	572	430	459	650	349	623
	山 形	0.19%	184	89	271	196	133	188
	福 島	0.03%	29	14	10	14	39	39
	茨 城	0.05%	49	75	70	59	40	44
	千 葉	4.57%	4,433	3,365	4,073	5,261	5,016	2,387
	東 京	0.03%	29	28	30	23	33	39
	大 阪	0.09%	87	60	68	118	98	32
	香 川	0.14%	136	112	93	124	146	118
	大 分	0.98%	951	1,086	836	894	1,068	741

12

## 試行目安数量(続き)

管理 期間	大臣管理区分 都道府県	基本シェア (R3-R5実績)		漁獲実績(トン)				
			数量(トン)	R1	R2	R3	R4	R5
B (7月～ 翌6月)	大中小型まき網	20.47%	19,856	26,633	23,525	20,423	18,868	16,988
	その他大臣許可	0.00%	1	6	1	0	1	1
	北 海 道	13.59%	13,182	10,817	15,343	13,970	9,574	13,660
	神 奈 川	1.06%	1,028	996	1,272	1,065	883	950
	新 潟	1.30%	1,261	1,460	1,114	1,063	1,071	1,418
	富 山	1.43%	1,387	1,562	1,174	832	1,240	1,813
	石 川	4.22%	4,093	4,773	3,809	3,373	3,431	4,706
	福 井	1.66%	1,610	2,986	3,223	989	1,426	2,096
	静 岡	0.86%	834	768	778	580	559	1,195
	愛 知	0.07%	68	180	422	59	65	62
	三 重	5.60%	5,432	2,711	3,755	4,834	6,963	3,653
	京 都	1.20%	1,164	1,967	1,281	788	1,040	1,428
	兵 庫	0.46%	446	374	421	459	438	381
	和 歌 山	1.38%	1,339	827	905	1,384	1,520	900
	鳥 取	0.62%	601	557	630	489	323	858
	鳥 根	8.06%	7,818	8,344	9,811	8,120	8,366	5,732
	岡 山	0.04%	39	25	29	38	46	17
	広 島	0.20%	194	119	155	181	177	185
	山 口	1.58%	1,533	1,915	1,974	1,068	1,571	1,667
	徳 島	0.97%	941	495	707	862	1,171	653
	愛 媛	1.44%	1,397	1,030	852	1,000	1,222	1,684
	高 知	3.79%	3,676	3,924	3,821	3,639	4,605	2,238
	福 岡	2.81%	2,726	2,016	2,019	2,223	2,689	2,786
佐 賀	0.12%	116	171	135	104	135	101	
長 崎	5.81%	5,636	7,884	6,814	5,182	5,445	5,305	
熊 本	0.43%	417	652	422	285	418	482	
宮 崎	2.28%	2,212	978	1,384	2,631	2,523	1,166	
鹿 児 島	1.95%	1,892	1,449	1,164	1,938	1,940	1,485	

13

## 「別紙 2-51 ぶり」における漁獲可能量の配分の基準等の変更について

## 1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるぶりについては、令和 7 年 4 月から資源管理基本方針第 1 の(5)の①に定めるステップ 1（漁業者による漁業法第 30 条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日から、資源管理基本方針第 1 の(5)の②に定めるステップ 2（ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、ぶりの資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2-51」について、所要の変更を行う。

## 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

(以上)

変更後	変更前
<p>(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 管理年度 大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都道府県 4月1日から翌年3月末日まで (ステップ2) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 <u>法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p>2 <u>試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比</u></p>	<p>(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 管理年度 大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都道府県 4月1日から翌年3月末日まで (ステップ1) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p>
<p><u>率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p>3 <u>国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>第7～第9 (略)</p>

## 令和 8 管理年度

- ①令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月  
②令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月  
ぶり

## T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

## 1 T A C（案）

## (1) 設定の考え方

- ① 親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50%の確率で、暫定目標管理基準値（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）
- ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、暫定目標管理基準値を達成する水準に調整係数（ $\beta$  : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
- イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値を A B C とし、T A C は当該値を越えない量とする。

## (2) 令和 8 管理年度（①令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日、②令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日）（ステップ 2）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
ぶり	97,000 トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

## (参考 1) 資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：222 千トン（M S Y を達成するために必要な親魚量）
- (2) 暫定目標管理基準値：179 千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）
- (3) 限界管理基準値：69 千トン（M S Y の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (4) 禁漁水準値：9 千トン（M S Y の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) ぶり類の漁獲実績の推移

単位：万トン

	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
ぶり類	8.7	9.3	9.5	10.6	10.8	10.0

(出典：農林水産統計より水産庁作成)

## 2 配分(案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙1のとおり、「試行水準」として設定することとする。国の留保はゼロとする。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、別紙2のとおり、TACの全量に過去3か年(令和3年から令和5年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

## 令和8管理年度ぶりTACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ぶり	97,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	試行水準

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	試行水準

留保(トン)	0
--------	---

## 試行目安数量の試算結果

## 令和8管理年度ぶりの試行目安数量

管理 期間	管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
A (4月 ～ 翌3 月)	青森県	2,076	2.14%
	岩手県	5,675	5.85%
	宮城県	1,862	1.92%
	秋田県	572	0.59%
	山形県	184	0.19%
	福島県	29	0.03%
	茨城県	49	0.05%
	千葉県	4,433	4.57%
	東京都	29	0.03%
	大阪府	87	0.09%
	香川県	136	0.14%
	大分県	951	0.98%
B (7月 ～ 翌6 月)	大中型まき網漁業	19,856	20.47%
	その他大臣許可漁業	1	0.00%
	北海道	13,182	13.59%
	神奈川県	1,028	1.06%
	新潟県	1,261	1.30%
	富山県	1,387	1.43%
	石川県	4,093	4.22%
	福井県	1,610	1.66%

B (7月 ～ 翌6 月)	静岡県	834	0.86%
	愛知県	68	0.07%
	三重県	5,432	5.60%
	京都府	1,164	1.20%
	兵庫県	446	0.46%
	和歌山県	1,339	1.38%
	鳥取県	601	0.62%
	島根県	7,818	8.06%
	岡山県	39	0.04%
	広島県	194	0.20%
	山口県	1,533	1.58%
	徳島県	941	0.97%
	愛媛県	1,397	1.44%
	高知県	3,676	3.79%
	福岡県	2,726	2.81%
	佐賀県	116	0.12%
	長崎県	5,636	5.81%
	熊本県	417	0.43%
	宮崎県	2,212	2.28%
	鹿児島県	1,892	1.95%
	留保	0	0.00%
	合計	97,000	100.00%